

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉野町は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

吉野町長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	・個人住民税は、地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の賦課資料から決定するものである。 ・個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的にすべての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と併せて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法、その他の地方税法に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用する。 ①個人住民税課税台帳の管理 ②個人住民税の賦課決定及び納税通知書の交付、徴収 ③個人住民税の更生 ④個人住民税の減免申請書の受理及び承認、または却下の決定並びにその通知 ⑤各種証明書の発行 ⑥個人住民税課税情報の照会、回答
③システムの名称	個人住民税システム、国税連携システム、eLTAXシステム、団体内統合宛名、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税課税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
--------	------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	〈情報照会〉 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 〈情報提供〉 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民税務課
②所属長の役職名	町民税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	判断の根拠	町県民税申告にあたり本人からのマイナンバー取得を徹底し、システム等への入力作業を行う際には突き合わせを行い、入力作業完了後は別の職員が確認作業を行う等の対策を講じている。 また、入力作業の完了、未完了に関わらず特定個人情報が記載された申請書等は、施錠できる棚等に保管することを徹底しており、対策は十分であると判断している。

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	吉野町情報セキュリティ基本方針、吉野町情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等以下の対策を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な場所に保管することを徹底する。 ・ 情報資産は必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じている 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月13日	評価実施機関における担当部署（所属長）	税務収納課長 小西修司	税務収納課長 岡本克也		
平成29年6月13日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	吉野町役場 税務収納課	吉野町役場 総務課		
平成29年6月13日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	吉野町役場 税務収納課	吉野町役場 総務課		
平成29年10月1日	評価実施機関における担当部署（所属長）	税務収納課長 小西修司	税務収納課長 梅谷貴世子	事前	
令和2年4月1日	評価実施機関における担当部署（所属長）	税務収納課長 梅谷貴世子	税務収納課長		
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（番号法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠） （番号法第19条第7号 別表第二における情報照会の根拠）	（番号法第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠） （番号法第19条第8号 別表第二における情報照会の根拠）		
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 税務収納課 ②所属長の役職名 税務収納課長	①部署 町民税務課 ②所属長の役職名 町民税務課長		
令和7年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令根拠	（番号法第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠）1項、2項、3項、4項、6項、8項、9項、11項、18項、23項、26項、27項、28項、29項、31項、34項、35項、37項、39項、40項、42項、48項、54項、57項、58項、59項、61項、62項、63項、64項、65項、66項、67項、70項、71項、74項、80項、84項、87項、91項、92項、94項、97項、101項、102項、103項、106項、107項、108項、113項、114項、115項、116項、117項、120項、（番号法第19条第8号 別表第二における情報照会の根拠）27項	〈情報照会〉 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 〈情報提供〉 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	
令和7年6月1日	V. リスク対策 8. 人を介在させる作業		追加記載事項	事後	様式改正による変更
令和7年6月1日	V. リスク対策 9. 監査	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
令和7年6月1日	V. リスク対策 10. 従事者に対する教育・啓発	9. 従事者に対する教育・啓発	10. 従事者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年6月1日	V. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更